

事 務 連 絡
令和7年10月10日

日本行政書士会連合会会長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長

在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正に関する周知について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、在留資格「経営・管理」に係る「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）」及び「出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）」の一部を改正し、本年10月16日に施行する予定ですので、お知らせします。

添付の公表資料「「経営・管理」の許可基準の改正等について」において、主な改正内容や申請に関する取扱い、施行に伴う留意点等を御案内しているほか、今次改正により、申請書や添付書類にも変更があるため、当庁ホームページの「経営・管理」申請案内ページ（<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/businessmanager.html>）を更新しております。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知につき御協力のほどよろしくお願いいたします。

本件について、会員の皆様において御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

添付物

「経営・管理」の許可基準の改正等について

1 部